

答申第841号

情 公 第1821-1号

令和8年8月26日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 外 郎 藤 右 衛 門 様

神 奈 川 県 情 報 公 開 審 査 会

会 長 田 村 達 久

行政文書公開拒否決定処分に関する審査請求について（答申）

令和7年9月18日付けで諮問された特定事件に関する供述調書等公開拒否（存否応答拒否）の件（その1）（諮問第929号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長は、審査請求人からの令和7年5月17日付け行政文書公開請求のうち、特定被疑法人に係る捜査関係書類の諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年5月17日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、特定の年に特定の警察署が特定の被疑法人及び特定の被疑者に対する特定事件の捜査に関し、その過程において作成した特定の被疑法人及び特定の被疑者を含む事件関係者の供述調書等の記録及び証拠書類について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年5月26日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文に規定する非公開情報を公開することとなるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づき、令和7年6月22日付けで神奈川県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公益上の必要性、社会的に影響の大きい事件として、相当と認められる事情であるから公開すべきである。
- (2) 民事訴訟等において被害回復のための損害賠償請求権その他の権利を行使する目的であるから公開すべきである。
- (3) 公開請求に係る行政文書は民事訴訟等において当該証拠が代替性に乏しく、その証拠なくしては、被疑者の会社及び関連業者の民事賠償責任を立証することが困難であるから公開すべきである。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部生活安全部生活経済課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

審査請求人が公開を求めた行政文書は、実施機関が保有する特定の年に特定の警察署が特定の被疑者に対する特定事件の捜査に関し、その過程において作成した被疑者を含む事件関係者の供述調書等の記録及び証拠書類である。

(2) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と定めている。

この点、本件請求は、個人を特定して行われていることから本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別されることとなる。

また、本件請求に係る行政文書が存在することを前提に諾否の決定を行えば、特定の警察署において特定の被疑者に対する特定事件の捜査をしていたことが明らかとなり、本件請求に係る行政文書が存在しないことを前提に諾否の決定を行えば、特定の警察署において特定の被疑者に対する特定事件の捜査をしていないことが明らかとなることから、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の警察署において特定の被疑者に対する特定事件の捜査をしていたか否かに係る情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものである。

よって、本件請求に係る行政文書は、その存否を答えるだけで条例第5条第1号に該当する非公開情報を公開することになるため、条例第8条に該当する。

(3) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報」について、「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権

利利益を害するおそれがあるもの」は、同号ただし書に該当する場合を除き非公開とする旨定めている。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(4) 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件存否情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）には該当しないことから、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において「公益上の必要性、社会的に影響の大きい事件として、相当と認められる事情がある。」、「民事訴訟等において被害回復のための損害賠償請求権その他の権利を行使する目的である。」及び「不起訴事件記録の開示について」の指針を審査請求書に添付し「当該証拠が代替性に乏しく、その証拠なくしては、被疑者の会社及び関連業者の民事賠償責任を立証することが困難である。」旨主張する。

条例第4条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定している。

つまり、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であり、諾否の判断に当たって、請求の目的や請求者が誰であることを考慮するものではない。

よって、審査請求人の主張は認められない。

5 審査会の判断理由

本件請求は、特定年における特定被疑法人、特定被疑者に対する特定事件（特

定事件番号)にかかわる神奈川県警が保管している事件関係者(被疑者を含む。)の供述調書や事情聴取記録(電話のやりとりを含む。)、実況見分調書、写真撮影報告書などの記録・証拠書類の公開を求めるものであるから、特定年の特定警察署による、①特定の被疑法人に対する特定事件の捜査に関して作成された捜査関係書類(以下「請求内容①」という。)及び②特定の被疑者に対する特定事件の捜査に関して作成された捜査関係書類(以下「請求内容②」という。)のそれぞれの公開を求めるものであると認められる。

これに対し、実施機関は、請求内容①については諾否の決定を行わず、請求内容②については条例第8条に基づき公開拒否決定(存否応答拒否決定)を行っていることから、以下、実施機関の判断の妥当性を検討する。

(1) 実施機関の判断の妥当性について

ア 請求内容①に対する判断について

実施機関は、本件請求が特定被疑者に対する特定事件の捜査関係書類の公開を求めるものであるとの前提のもと、本件存否情報が条例第5条第1号に該当することを理由に公開拒否決定(存否応答拒否決定)を行っている。

この点、本件請求は上述のとおりであるから、特定被疑者名と特定被疑法人名がともに請求内容に記載されていることを踏まえれば、審査請求人は特定被疑者のみならず特定被疑法人に対する特定事件の捜査関係書類の公開も求めるものであると解するのが合理的である。しかし、実施機関は、本件処分において、特定被疑法人に係る捜査関係書類については諾否の決定を行っていない。

よって、実施機関は特定被疑法人に係る捜査関係書類についての諾否の決定を行うべきである。

イ 請求内容②に対する判断について

実施機関は、請求内容②に係る対象文書の存否を前提に諾否の決定を行えば、本件存否情報が明らかになり、本件存否情報は条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当する旨説明している。

そこで検討すると、請求内容②は、特定の被疑者に対する特定事件の捜査に関して作成された捜査関係書類の公開を求めるものであるから、かか

る請求に対して行政文書の存否を前提とした諾否の決定を行えば、実施機関の説明するとおり、特定の警察署における特定の被疑者に対する特定事件の捜査の有無という存否情報が明らかになると認められる。

そして、本件存否情報は、特定の被疑者に対する捜査の有無という情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報(略)」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

よって、実施機関が請求内容②に対し公開拒否決定(存否応答拒否決定)をしたことは妥当である。

なお、審査請求人は公益上の必要性などを理由に公開すべき旨主張しているが、上記判断を左右するものではない。

ウ 小括

以上のことから、実施機関は、請求内容①について改めて諾否の決定を行うべきである。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法務省が示す「不起訴事件記録の開示について」の指針に基づき、「民事訴訟等において被害回復のための損害賠償請求権その他の権利を行使する目的であることから公開すべきである。さらに、公開請求に係る行政文書は民事訴訟等において当該証拠が代替性に乏しく、その証拠なくしては、被疑者の会社及び関連業者の民事賠償責任を立証することが困難であるから公開すべきである。」旨主張するが、当該指針については、不起訴事件記録の開示について法務省が検察庁に対して示した指針であり、実施機関は、神奈川県情報公開条例に基づき諾否の判断を行っていることから、実施機関の諾否の判断に影響を与えるものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 9 月 18 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 4 月 27 日 (第259回第二部会)	○ 審議
令和 8 年 5 月 25 日 (第260回第二部会)	○ 審議
令和 8 年 6 月 22 日 (第261回第二部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 大 学 院 教 授	
岩 田 恭 子	弁 護 士（神 奈 川 県 弁 護 士 会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁 護 士（神 奈 川 県 弁 護 士 会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁 護 士（神 奈 川 県 弁 護 士 会）	部 会 員

（令和 8 年 8 月 26 日 現 在）（五十音順）